【お知らせ】 令和７年６月１日から改正労働安全衛生規則が施行されます（日本倉庫協会メルマガ　Vol.582）

表題の件について、日本倉庫協会よりメルマガの送付がありましたのでお知らせ致します。

今般、労働安全衛生規則の一部を改正する厚生労働省令が令和7年4月15日に公布され６月１日から施行されます。

この改正により、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」「関係作業者への周知」が義務付けられます。

詳細は以下URL（会員専用サイト）よりご確認ください。

URL：<https://www.nissokyo.or.jp/member/news/detail/974/>